

# 令和元年第3回（9月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第125号	上越市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正について	危機管理課	1

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第125号
提 出 課	危機管理課

## 上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正を踏まえ、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削除するほか、消防団員の定員を実団員数に即して改めるもの

### 2 主な改正内容

- (1) 消防団員の定員を「4, 320人」から「4, 040人」に改める。(第2条関係)
- (2) 団員の欠格条項から成年被後見人又は被保佐人を削る。(第4条関係)
- (3) 成年被後見人又は被保佐人に該当するときに団員が身分を失うとする規定を削る。(第5条関係)
- (4) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和元年10月1日

### 4 上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>4, 040人</u>とする。</p> <p>(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第6条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> <p>(分限) 第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>前条第1号及び第3号</u>に該当するとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>4, 320人</u>とする。</p> <p>(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第6条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 略</p> <p>(分限) 第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>前条第1号、第2号及び第4号</u>に該当するとき。</p> <p>(2) 略</p>